

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第) 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	9 災害復旧等の特別な財政需要に対する特別交付税の交付額の確保について		
提案市	須坂市		
提案要旨	被災による特別な財政需要に対する特別交付税の交付については、令和2年度も引き続き、各自治体における災害応急対応、災害復旧・復興に要した事業費に対して十分な額を交付していただくよう要望する。		
提案理由	<p>令和元年東日本台風によって、当市においても県内他自治体と同様に、住家の損壊、農地等への土砂流入・堆積、道路・河川等の破損など甚大な被害が発生した。国においては、災害救助法による応急対応支援、公共施設等の災害復旧事業費に対する国庫負担と地方負担分の地方債の元利償還金に対する交付税措置など、現在においても財政支援措置を講じていただいているところである。</p> <p>しかし、被災自治体の実際においては、より被災者に寄り添った生活支援のため、災害救助法の対象とならない物品(寒冷地のためストーブなど)の支給、半壊世帯への信州被災者生活再建支援制度による支援金支給などの単独事業の実施、また、避難所運営における職員の人工費など特別な財政需要が生じている。</p> <p>そこで、被災自治体が財政面で安心感をもって、的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるよう、特別交付税による適切な財政支援が必要である。</p>		
課題等	現況及び 毎年、12月に現年災に対する特別交付税(ルール分)等が交付。3月には災害関連(ルール分、特殊財政事情分)について交付。		
法令関係	地方交付税法 第15条		